

## I C T 活用工事（基礎工）積算要領

### 1. 適用範囲

本資料は、3次元設計データを活用した基礎工（以下、基礎工（I C T））に適用する。

### 2. 適用工種

- 1) 矢板工
- 2) 既製杭工
- 3) 場所打杭工

### 3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

### 4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設费率、現場管理费率に以下の補正係数を乗じるものとする。

- ・共通仮設费率補正係数 : 1.2
- ・現場管理费率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の、I C T活用工事（基礎工）実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設费率及び現場管理费率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
  - 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
  - 3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
  - 4) 上記1)～3)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理
- (2) 費用計上にあたっての留意事項

- 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。
- 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

	現 行	改 定
	<p>1. 適用範囲 本資料は、3次元設計データを活用した法面工（以下、基礎工（I C T））に適用する。</p> <p>2. 適用工具 1) 矢板工 2) 既製杭工 3) 場所打杭工</p> <p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 3次元座標軸を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>• 現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>なお、基礎工（I C T）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の（1）～（4）とし、それ以外の、I C T活用工具（基礎工）実施要領に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乘じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。</p> <p>補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理</li> <li>4) 上記（1）～（3）に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理</li> </ol> <p>(2) 費用計上にあたつての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 3次元座標軸を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が（1）で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。</li> <li>2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</li> </ol>	<p>1. 適用範囲 本資料は、3次元設計データを活用した基礎工（以下、基礎工（I C T））に適用する。</p> <p>2. 適用工具種 1) 矢板工 2) 既製杭工 3) 場所打杭工</p> <p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 3次元座標軸を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>• 現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の（1）～（4）とし、それ以外の、I C T活用工具（基礎工）実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理</li> <li>4) 上記（1）～（3）に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理</li> </ol> <p>(2) 費用計上にあたつての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 3次元座標軸を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が（1）で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。</li> <li>2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</li> </ol>